

調査資料
その他(国内)

經濟攻究会關係資料

大正
十五年

73419

田中鐵三郎氏關係資料

旧番号
い24(298)

金融史資料	
分類記号	I A x
整理番号	22(298)
資料名	田中鐵三郎氏 所藏資料
保管容器	口107

研30009

通貨、金融史料	
分類	I Ba ビソ
整理番号	い24/298
受入番号	い3481
名称	田中鐵三郎氏 所藏史料
備考	

73419

経済研究会関係資料

大正十五年

金融史資料	
分類記号	IAx
整理番号	22(298)
資料名	田中鉄三郎 所蔵資
保管容器	口107
研30009	

通貨、金融史料	
分類	IBa 29
整理番号	24 29
受入番号	348
名称	田中鉄三郎 所蔵史
備考	

73419

経済研究会関係資料

大正十五年

経済研究会関係資料

金融史資料	
分類記号	IAx
整理番号	22(298)
資料名	田中鉄三郎氏 所蔵資料
保管容器	口107

研30009

通貨、金融史料	
分類	IBa ㄆㄣ
整理番号	ㄆ24/298
受入番号	ㄆ3481
名称	田中鐵三郎氏 所蔵史料
備考	

73419

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

報 告

大正十一年九月二日交詢社ニ於テ經濟攻究會
 總會ヲ開キ前回ニ引續キ税制改正案ニ就キ審
 議ス
 當日及前回ニ決定セル所左ノ如シ

所得 税

- 一、第三種所得ニ綜合セル法人ノ配當ヲ第二種所得ニ移スコト (可決)
- 二、公債ノ利子ニ對スル税率ヲ百分ノ三ニ引下ゲ各種國債ノ利子ニモ同率ノ課税ヲナスコト (可決)
- 三、貯蓄預金以外ノ銀行預金利子及信託預金

利子ニハ總テ第二種所得稅ヲ課シ又當座
 預金利子ハ免稅トスルコト (可決)
 四、社債及預金利子ニ對スル稅率ヲ百分ノ三
 ニ引下ルコト (可決)
 五、第三種所得ノ免稅點ヲ千五百圓ニ引上ル
 コト (可決)
 △六、第三種所得ニ對スル稅率數ヲ半減スルト
 共ニ各稅率ヲ平均三割方引下ルコト (否決)
 七、法人ノ總益金中第二種ノ所得アルトキハ
 之ヲ總所得ヨリ除算スルコト (可決)
 更ニ左記諸項ニ就キ研究調査ノ必要アリトノ

意見多ク其結果委員ニ於テ原案ヲ起草シ次回
 總會ニ附議スルコトトナリタリ

追加原案

一、法人ノ積立金ハ其種類ニ依リ留保所得ノ
 稅率ニ差等ヲ設ケ法定積立金及社員恩給
 積立金ノ如キハ之ヲ輕クスルコト
 一、法人ノ清算所得ニ對スル稅率ヲ引下ルコト (甲土子)
 一、負債ノ利子、資産ノ減價償却、保險料、
 家賃、旅費等ヲ第三種所得中ヨリ控除ス
 ルコト

營業稅

營業稅改正案ニ就テハ原案ヲ否決シ改メテ之
 ガ全廢ヲ可決セリ其理由左ノ如シ
 營業稅全廢ニ就テハ種々ノ反對意見アリ就
 中其有力ナルモノハ所得稅ノ以テシテ
 ハ收益全般ニ亘リテ公平ニ課稅スルコト難
 ク殊ニ企業收益ニ對シテハ負擔連脱ノ餘地
 多キ等ノ弊アレバ其缺陷ヲ補フ爲メモ營
 業稅ヲ存置スル要アリト云フニアリ然レ
 共營業稅ハ如何ニ工夫スルモ收益ヲ基礎ト
 コテ適當ナル課稅標準ヲ定ムルコト難ク殊
 ニ營業稅目中ノ中樞タル物品販賣業ニ於テ
 其不便最モ甚ク且課稅標準ノ査定煩雜

ニシテ不公平ニ陥リ易ク納稅者ノ擔稅力ニ
 適應セサルノミナラス益々苛斂誅求ヲ極メ
 營業ノ存立ヲ危クシ産業ノ發達ヲ阻害スル
 コト多シ其國稅トシテ適當ナラサルコトハ
 既ニ各國ガ之ヲ廢止セルニ徴スルモ明カニ
 リサレバ斯クノ如キ惡稅ハ斷然廢止スベキ
 ナリ尤モ別次所得稅法改正案ニ於テ法人
 ノ配當ヲ第一種所得ニ移シ公債社債及預金
 利子ト同率ニ百分ノ三ヲ課稅スルコトニ改
 メタル結果累進率ノ適用ヲ受ケザルカタメ
 法人ノ負擔ガ現行法ニ比シ概シテ輕減サル
 レコトナリタルヲ以テ其缺陷ヲ補フ爲メ

三

法人税又ハ會社税トモ稱スヘキ性質ノ新税
ヲ起スカ其他之ニ代ル可キ所得税ノ補完税
ヲ案出スル必要アリト認ム

十一月九日午後四時半ヨリ
交詢社ニ於テ開會 次回議題

- 一 地租改正案 追加原案
- 一 所得税法改正案 追加原案

以上

大正十一年十月四日

經濟研究會

去

新所得税法追加原案

個人積立金

1. 積立税率

五分ノ三 (二法日標)

2. 社会福祉積立

地租控用ヲ許サセ給ヒ
テ積立ニシテ福利トシ

五分ノ三

一 積立所得

一率ニ五分ノ七五ヲ課金上

更ニ新税率五分ノ三系甲ヲ採用シ課税ス

法人税又ハ會社税トモ稱スヘキ性質ノ新税
ヲ起スカ其他之ニ代ル可キ所得税ノ補完税
ヲ案出スル必要アリト認ム

十一月九日午後四時半ヨリ
交詢社ニ於テ開會
次回議題

財. 官立銀行...
/ 財. 官立銀行...
/ 財. 官立銀行...

口. 官立銀行...
口. 官立銀行...
口. 官立銀行...

大. 官立銀行...
大. 官立銀行...
大. 官立銀行...

員信ノ新子(官立銀行...)
〃之ヲ復税 俾得科定給給當ニ格係
セザン

地租 改定案

収益税 名存實亡ヲ悉知セヨ
トスニトニ改定案

報 告

大正十一年九月二日交詢社ニ於テ經濟攻究會總會ヲ開キ前同ニ引續キ
税制改正案ニ就キ審議ス
當日及前回ニ決定セル所左ノ如シ

所 得 税

- 一、第三種所得ニ綜合セル法人ノ配當ヲ第二種所得ニ移スコト (可決)
 - 二、公債ノ利子ニ對スル税率ヲ百分ノ三ニ引下ケ各種國債ノ利子ニモ同率ノ課税ヲナスコト (可決)
 - 三、貯蓄預金以外ノ銀行預金利子及信託預金利子ニハ總テ第二種所得税ヲ課シ又當座預金利子ハ免稅トスルコト (可決)
 - 四、社債及預金利子ニ對スル税率ヲ百分ノ三ニ引^上ルコト (可決)
 - 五、第三種所得ノ免稅點ヲ千五百圓ニ引上ルコト (可決)
 - △六、第三種所得ニ對スル税率數ヲ半減スルト共ニ各税率ヲ平均三割方引下ルコト (否決)
- 七、法人ノ總益金中第二種ノ所得アルトキハ之ヲ總所得ヨリ除算スルコト

少者人ノ懸金中第二種ノ稅額マハイキハ之ヲ懸稅額ヨリ減算スルコト
可ハロイ (否決)

六 第三種稅額ニ就テハ稅率總マ半額スルコト共ニ各稅率マ平均三階式用
(百兆)

正業三階稅額ノ取掛額マ千五百圓ニ用テハロイ (百兆)

四 追加稅額金降下ニ據テハ稅率マ百分ノ三ニ用テハロイ (百兆)

マ 懸金又當懸金降下ハ取掛イヌハロイ (百兆)

三 積蓄金以外ノ追加稅額金降下ニ對シテ懸稅額ニハ懸稅額ニ對シテ懸稅額
(百兆)

率ノ懸稅マキヌロイ (百兆)

二 公費ノ降下ニ據テハ稅率マ百分ノ三ニ用テハ各階稅額ノ降下ニ同
(百兆)

一 第三種稅額ニ結合ナシ人ノ適當マ第二種稅額ニ據テハロイ (百兆)

當日返前同ニ決定ナシハ返立ノ限
懸稅額五案ニ據テ審議ス

次五十一 昨六月二日交際並ニ就テ懸稅額文書會同會ノ開キ前同ニ用議ス
學 告

1911年 10月 17日

ト
更ニ左記諸項ニ就キ研究調査ノ必要アリトノ意見多ク其結果委員ニ於
(可決)

追加原案
一 法人ノ積立金ハ其種類ニ依リ留保所得ノ稅率ニ差等ヲ設ケ法定積立
金及社員恩給積立金ノ如キハ之ヲ輕クスルコト
二 法人ノ清算所得ニ對スル稅率ヲ引下ルコト

一、負債ノ利子、資産ノ減價償却、保険料、家賃、旅費等ヲ第三種所得
中ヨリ控除スルコト

營業稅
營業稅改正案ニ就テハ原案ヲ否決シ改メテ之カ全廢ヲ可決セリ其理由
左ノ如シ

營業稅全廢ニ就テハ種々ノ反對意見アリ就中其有力ナルモノハ所得
ノ種々ノ反對意見アリ就中其有力ナルモノハ所得

企業收益ニ對シテハ負擔減輕ノ餘地多キ等ノ弊アレハ其缺陷ヲ補フ
企業收益ニ對シテハ負擔減輕ノ餘地多キ等ノ弊アレハ其缺陷ヲ補フ

減價償却、旅費ニ就テモ并ニ付下リ
減價償却、旅費ニ就テモ并ニ付下リ

企業連合ニ關シテハ其關係則シテ總數ヲ算入シテハ其範圍ヲ廣クシ
總ノ多クモ其ノ少クモハ總數全體ニ亘リテ公平ニ課税スルコトヲ期スルニ
營業連合全體ニ對シテハ總數ノ計算ハ其關係則シテ總數中其算入スルモノハ其關係

五ノ取
營業連合五案ニ對シテハ觀察ヲ否決シテ之ヲ否決スル全額マシテ其理由

營業 法

- 一 中ロリ營業スルコト
- 一 負債ノ利率ノ變更ノ新舊時價ノ異同等
- 一 法人ノ營業關係ニ關シテ其標準ヲ用テ可トス
- 一 金及振員恩餘積立金ノ課税ハ之ヲ課税スルコト
- 一 法人ノ積立金ハ其關係ニ對シテ留附關係ノ標準ニ從テ其算入立

賦課觀察

マ觀察マ賦課マ其回數會ニ相關スルコトイイセリ
更ニ其標準更ニ總テ其關係調査ノ必要アリイノ意見等々其結果委員ニ對
イ

(四六)

爲メニモ營業稅ヲ存置スル要アリト云フニアリ。然レ共營業稅ハ如何
ニ工夫スルモ收益ヲ基礎トシテ適當ナル課税標準ヲ定ムルコト難ク殊
ニ營業稅目中之中極タル物品販賣業ニ於テ其不便最モ甚ク且課税
標準ノ査定煩雜ニシテ不公平ニ陥リ易ク納税者ノ擔稅力ニ適應セサル
ノミナラス益々苛斂誅求ヲ極メ營業ノ存立ヲ危クシ産業ノ發達ヲ阻害
スルコト多シ其國稅トシテ適當ナラサルコトハ既ニ各國力之ヲ廢止セ
ルニ徵スルモ明カナリサレハ斯クノ如キ惡稅ハ斷然廢止スヘキナリ、
尤モ別次所得稅法改正案ニ於テ法人ノ配當ヲ第二種所得ニ移シ公債社
債及預金利子ト同等ニ百分ノ三ヲ課税スルコトニ改メタル結果累進率
ノ適用ヲ受ケサルカタメ法人ノ負擔力現行法ニ比シ概シテ輕減サルル
コトトナリタルヲ以テ其缺陷ヲ補フ爲メ法人稅又ハ會社稅トモ稱スヘ
キ性質ノ新稅ヲ起スカ其他之ニ代ル可キ所得稅ノ補完稅ヲ案出スル必
要アリト認ム

要テリイニ

予對貴ノ議ヲ讀ムニ其意ニ分ルハ百ノ利得得ノ議ヲ出スル必
コトイハレリハ以テ其意ヲ讀ムニ其意ニ分ルハ百ノ利得得ノ議ヲ出スル必
ノ費用ヲ受テサレハ以テ其意ヲ讀ムニ其意ニ分ルハ百ノ利得得ノ議ヲ出スル必
諸君之議ニ同率ニ百分ノ三ニ増徴スルコトニ決スルハ諸君之議ニ
次子取夫利得得ノ議ニ決スルハ以テ其意ヲ讀ムニ其意ニ分ルハ百ノ利得得ノ議ヲ出スル必
ハニ増スルコトニ決スルハ以テ其意ヲ讀ムニ其意ニ分ルハ百ノ利得得ノ議ヲ出スル必
スルコトニ決スルハ以テ其意ヲ讀ムニ其意ニ分ルハ百ノ利得得ノ議ヲ出スル必
ノシテモ益々苛酷ヲ求メテ其意ヲ讀ムニ其意ニ分ルハ百ノ利得得ノ議ヲ出スル必
辦事ノ查取取難ニシテ不公平ニ附リ長ク附随者ノ議ニ決スルハ以テ其意ヲ讀ムニ其意ニ分ルハ百ノ利得得ノ議ヲ出スル必
ニ營業總日中ノ中斷スル物品消費業ニ決スルハ以テ其意ヲ讀ムニ其意ニ分ルハ百ノ利得得ノ議ヲ出スル必
ニ工夫スルコトニ決スルハ以テ其意ヲ讀ムニ其意ニ分ルハ百ノ利得得ノ議ヲ出スル必
其ノニ子營業總ヲ存置スル要テリイニ云々ニテリイニ決スルハ以テ其意ヲ讀ムニ其意ニ分ルハ百ノ利得得ノ議ヲ出スル必

十一月九日午後四時半ヨリ
交 訖 社 ニ 於 テ 開 會 次 回 議 題

- 一、地租改正案
- 二、所得稅法改正案 追加原案

以 上

大正十一年十一月四日

經 濟 政 究 會

所得稅法第二十一條第二項ノ留保所得ニ對スル果實稅率ハ
其ノ事業年度ニ於テ其留保所得中ノ四ノ三ノ之ヲ適用スル
コト

大五十一季十一月四日

上

一、視察 總務課 課長 課長

一、視察 總務課 課長 課長

十一月六日午後四時半

一、法人ノ積立金ハ其ノ種類ニヨリ留保所得ニ左ノ通差等ヲ設

クルコト

A 甲、社員恩給基金、退職手當基金其ノ他之ニ類似スル積

立金ハ積立金其種類百分ノ二留保所得ニ左ノ通り差等

乙、法定積立金 百分ノ三

B 丙、其ノ他ノ積立金 百分ノ五 退職手當基金、

所得税法第二十一條第二項ノ留保所得ニ對スル累進税率ハ五

其ノ事業年度ニ於ケル留保所得中ノ丙ニノミ之ヲ適用スル

コト

一、法人ノ清算所得ニ對スル税率ヲ百分ノ五ニ改ム際スルコト

一、法人ノ留保所得ニ課スル税率ヲ百分ノ五ニ定ム

ロイ

其ノ税率半額ニ減スル留保所得中ノ内ニハシテモ適用スル

留保所得額二十一對課二取ノ留保所得ニ課スル果敢税率ハ

四、其ノ册ノ留立金 百分ノ五

三、治安留立金 百分ノ三

立金 百分ノ二

一、甲ノ留員恩給基金、退職手當基金其ノ册ニ課スル税率

ロイ 百分ノ二

一、法人ノ留立金ハ其ノ册課ニモ留保所得ニ課スル税率半額ニ課

報告

大正十一年十一月九日午後四時半ヨリ交詢社ニ於テ經濟
攻安會總會ヲ開キ前因ニ引續キ税制改正問題ニ就
キ協議ヲ爲シ左記所得税法改正追加案ヲ可決セリ

一、法人積立金其種類ヨリ留保所得ニ左ノ通り差等

ヲ設クルコト

A. 法定積立金、社員恩給基金、退職手當基金、

其他之類似スル積立金 百分ノ三

B. 其他ノ積立金 百分ノ五

所得税法第二十一條第二項ノ留保所得ニ對スル累進
税率ハ其事業年度ニ於ケル留保所得中ノBニ

之ヲ適用スルコト

一、負債、利子ハ第三種所得ヨリ免除スルコト

農民ヲ利ヲ降ナメキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

議案

(二) 所得稅法改正追加案

一 租稅(所得稅ヲ除ク)及公共、科學、藝術、教育、社會慈善事業ニ對シテ爲シタル寄附金ヲ第三種所得ヨリ控除スルコト

(三) 地租 (再報)

- 一 地租ハ土地ノ時價ヲ標準トシテ課稅スルコト
- 二 地價ハ五年毎ニ納稅者ノ申告ニ基キ其選舉シタル審査委員ノ評價ニ依リ修正スルコト
- 三 田畑宅地所有者一戸付田畑一町步宅地五十坪ヲ總テ田畑宅地所有地ヨリ除外シ課稅ヲ免除スルコト
- 四 稅率ノ差別ヲ撤廢シ總テ有租地ニ對シ同一率ノ稅ヲ課スルコト

拜啓來十七日(金曜日)午後四時半銀行俱樂部ニ於テ本會相開キ稅制ニ關シテ引續キ市協議申上度候間市線合申出席シテ度高前田談合之趣旨ニ從ヒ今後協議會ハ可成食之前ニ限ル事トシ食後ニ被時事ニ關シテ談話會相催被候間由兼知シテ度ハ申出席之有無必別紙並由書ニテ返報願上候也

大正十一年十月十日 經濟政定會委員 志立鐵次郎

田中鐵三郎

追前田報告書及次回議案別紙之通り有之候

大正 年 月 日

鐵道伊東線製

農民共利ヲ略ナキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正... 議案... 所得稅法改訂追加案

Handwritten Japanese text, likely a report or memorandum, containing various figures and names.

謹啓過日タイプライターに作、差上げ末至歳
入歳出表中末葉末段ニ歳出總計脱漏ハ寸
別紙五末段「一九二一年欄四六六七〇」
欄四九、五一九 差引 十二、八八八 一九二三年

Total expenditure exclusive of public debt accounts & investments of trust funds... 4,089,701 2,469,284 - 1,619,011

経理行政委員会
志立鐵次郎

田中鐵三郎様

大正 年 月 日

銀座伊東屋製

農民共利ヲ得ナキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

Vertical handwritten text on the left margin.

大正
議案
所得稅法改訂追加案

大正十一年十月十日(金曜日)午後九時
鐵道會社
議事録
議案
所得稅法改訂追加案
議決
大正十一年十月十日(金曜日)午後九時
鐵道會社
議事録
議案
所得稅法改訂追加案
議決

謹啓過日タイライターに作り差上り末至歳
入歳出表中末葉末段ニ歳出總計脱漏ハ三升
別紙正末段「九二年欄四六六七〇」⁴ 一九三三年
欄四九五一九⁴ 差引十二二八八⁴の次に
法貼付トス也

大正十一年十月十日

経務政管会委員

志立鐵次郎

田中鐵三郎様

大正 年 月 日

鐵道伊東屋製

農民ヲ利ヲ歸メナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

鐵道會社
議事録
議案
所得稅法改訂追加案
議決

田中鐵道會
十月二十八日

會社事務部

大正十一年十月二十八日

田中鐵道會

田中鐵道會
十月二十八日
大正十一年十月二十八日
田中鐵道會
十月二十八日
大正十一年十月二十八日
田中鐵道會
十月二十八日
大正十一年十月二十八日

謹啓本會稅制改正案ニ對シ前回引續キ來十月二日(木曜)
午後四時半ヲ交詢社ニ於テ總會相開キ討議仕度候間何
卒御繰合由參集相成度此致御安由申上候

追而食ノ用意致置可申候間同封端書ヲ以テ申上否由一報
祇下度奉願候

十月二十八日

經濟攻究會

田中鐵道會

稅制改正問題第四總會議事錄(十月二十六日)

第一 所得稅法改正案中委員會原案ニ對シ審議スル所在如シ
一 第一種所得ニ綜合セル法人配當ヲ第一種所得ニ移ストハ問題トシ
テ次回ニ討議ヲ延期ス

二 國債ノ利子ニ課稅スルコトハ可決

農民ヲ利ヲ得ナキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

三貯蓄預金以外、銀行預金及信託預金利息ハ繰ラ第三種所得
 税ヲ課スルコトニ又當座預金ハ免税トスルコトノ項ヲ附加シテ可決
 四社債及預金利息ニ對シテ税率ヲ公債ノ利息同様百分四ニ引下ルコト
 ハ、……百分三ニ引下ルコトニ修正可決
 五、第三種所得、免税點ヲ千二百圓ニ引上ケルコトハ、……千五百圓ニ引上
 クルコトニ修正可決
 六、第三種所得ニ對シテ税率數ヲ半減スルト共ニ各税率ヲ平均三割
 方引下ルコトハ宿題トシテ次回ニ討議ヲ延期ス
 第一地租ハ次回ニ審議スルコトニ第三營業稅ニ就テハ全廢說
 地方委員讓說、原案維持說アリテ決ヤズ更ニ次回ニ於テ討議
 スルコトセリ
 次回總會ヲ十月二日(木)午後四時半ヨリ交詢社ニ於テ
 開催スルコトニ申合セ散會

經濟政策會總會報告

大正十一年十一月十七日銀行俱樂部ニ於テ總會
 ヲ開キ前回ニ引續キ稅制改革ニ關シテ左ノ件ヲ
 協議セリ

- 一、所得稅法改正追加案トシテ「公課(所得稅)ノ
 除キ」ヲ第三種所得ヨリ控除スルコト
 但公課年度ノ金額ニ據ル
- 一、地租ニ關シテハ種々ノ議論出デ、決スルニ至
 ラズ殊ニ若槻氏ヨリ地租ノ沿革并改正上
 ニ横ハル難關、志村氏ヨリ自作農保護
 ノ必要ニ就キ有益ナル説明アリタルヲ以テ
 此等ノ意見ヲ考慮ニ加ヘ次回總會迄ニ
 委員ニ於テ更ニ案ヲ樹テ、會員ニ配付

スルコトナリタリ
一 来週開ク可キ次回總會ニハ前會ノ決
議ニ基キ食後ニハ時事問題ニ関シテ研
究ヲ行フ等

大正十一年十一月二十二日

經濟攻究會

(以印刷換謄寫)

經濟攻究會決議要綱

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

スルコト、ナリタリ
一、(株) 用タ、オキ、欠口、恩、會、ハ、カ、リ、會、ハ、カ、

經濟攻究會決議要綱

經濟攻究會決議要綱

○税制整理案 (大正十二年二月第一回報告所掲)

(一) 所得税ハ之ヲ輕減シ且不正ヲ整理スルコト

甲、第三種所得ニ綜合セル株式配當金ヲ第二種所得ニ移シ其稅率ヲ百分ノ三トスルコト

乙、第二種所得ナル公債社債利子預金利子ノ稅率ヲ均等ニ百分ノ三トスルコト

丙、貯蓄預金以外ノ銀行預金利子及信託預金利子ヲ第二種所得ニ移シ當座預金利子ハ免稅トスルコト

丁、國債利子ニ課稅シ稅率ヲ百分ノ三トスルコト

戊、法人ノ總益金中第二種ノ所得アルトキハ之ヲ總所得ヨリ除算スルコト

己、法人ノ留保所得ノ稅率ハ左ノ如ク差等ヲ設クルコト

A、法定積立金、社員恩給基金、退職手當基金其他之ニ類スル積立金 百分ノ三

B、其他ノ積立金 百分ノ五

大正 年 月 日

農民ニ利ヲ歸スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

スルコト、ナリタリ
一長身、ハ、ナリタリ
思、ハ、ナリタリ

二

但シ所得税法第二十一條第二項ノ留保所得ニ對スル累進稅率ハ其事業年度ニ於ケル留保所得
中ノBニノミ之ヲ適用スルコト

庚、第三種所得中ヨリ負債ノ利子ヲ控除スルコト但シ納稅者ハ成規ノ證明書ヲ添付シテ申告スル
ヲ要ス

辛、第三種所得中ヨリ所得稅以外ノ公課ヲ控除スルコト但シ公課ハ前年度ノ金額ニ據ルコト
壬、第三種所得ノ免稅點ヲ引上ケ千五百圓未滿トスルコト

(二)地租ハ之ヲ市町村稅ニ委讓スルコト

甲、地租ハ土地ノ賃賃價格ヲ標準トシテ稅率ヲ定ムルコト

乙、市町村ハ其管轄内ニ於ケル田畑所得者ニ對シ賃賃價格年額百五十圓ヲ下ラサル限度ニ於テ必
ス免稅點ヲ設クルコト

(三)國稅營業稅ハ之ヲ全廢スルコト

(四)酒稅ヲ改正スルコト

(五)新設スヘキ國稅

甲、日本銀行收益稅

日本銀行ニ對シ現行ノ兌換券發行稅ニ代フルニ收益稅ヲ以テスルコト

乙、法人稅

商行爲ヲ營ム法人ノ拂込資本金各種積立金、繰越金、未配當利益金ノ合計一年平均五萬圓
ヲ超過スル者ニ對シ相當ノ法人稅ヲ課スルコト

丙、消費稅

A、絹物ハ其材料ノ純粹絹絲タルト人造絹絲タルトヲ問ハズ賣價ノ二割、綿絲又ハ毛絲ヲ交フ
ルモノハ一割五分

B、化粧品ハ賣價ノ二割(香料ヲ用ヒサル石鹼ハ化粧品ト看做サス)

C、清涼飲料水ハ賣價ノ五分

(六)國稅中廢止スヘキモノ

兌換券發行稅、通行稅、織物消費稅、醬油造石稅、石油消費稅、賣藥營業稅、賣藥印紙稅ハ之
ヲ廢止スルコト

(七)地方稅中整理スヘキモノ

甲、地方稅ノ種類賦課並ニ徵收方法ニ關シ適當ナル法律ヲ制定スルコト

三

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

スルコト、ナリタリ
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、

乙、道府縣稅戶數割及之ト並立スル家屋稅ヲ全廢スルコト

丙、地租附加稅戶數割又ハ家屋稅ヲ失フニ因ル府縣稅ノ減收ニ對スル補填方法トシテ市町村ノ所得稅附加稅ヲ道府縣稅中ノ同稅ニ委讓併合シ稅率ヲ本稅ノ二割五分マテ引上ルヲ認ムルコト

丁、道府縣稅中自動車稅ヲ統一スル爲ニ大體ノ標準ヲ設定シテ之ニ據リ實行セシムルコト

一馬方ニ付年額二十圓

一馬方ニ付年額十圓

自重千キログラムニ付年額百圓

附隨車ハ一輛ニ付五十圓ヲ増ス

自重千キログラムニ付年額五十圓

一馬方ニ付年額五十圓

附隨車ハ二十圓ヲ増ス

戊、市町村稅トシテ新ニ貸賃價格ヲ標準トスル家屋稅ノ設定ヲ認ムルコト

己、市町村稅トシテ間地稅及土地增價稅ノ創設ヲ認ムルコト

○財政組織及政府事業整理方案 (大正十二年十二月第二回報告所掲)

(甲) 財政組織ノ整理ニ屬スルモノ

一、豫算ニ於ケル歲出入見積額ト決算ニ於ケル收支實額トノ間ニ多大ノ相違ヲ來シ常ニ多大ノ歲入超過ヲ生スルハ堅實ナル財政計畫ニアラサルヲ以テ豫算ノ編成ニ方リテハ歲出歲入其ニ嚴重ニ考查シ實額ニ近キモノヲ計上シテ豫算ノ本質ニ立復ヘルコト

二、歲出入ハ毎年度議會ノ協贊ヲ經ヘキ憲法ノ本義ヲ尊重シ繼續的事業ト雖モ年度毎ニ其豫算ヲ議會ニ提出シテ審議ヲ求ムルノ慣例ヲ開キ漫ニ後年度ニ屬スル費用ニ對シテ豫メ協贊ヲ得ルノ弊風ヲ矯正スヘキコト

三、責任支出ノ弊風ヲ杜絶スルコト

四、國庫剩餘金ハ總テ公債銷却ニ充當スルコト

五、行政各部ノ經費款項目ヲ統一シ其流用ヲ嚴正ニ取締ルコト

六、特別會計ハ一般會計ニ統一スルノ方針ヲ樹立シ基金資金ノ如キハ之ヲ整理シ其性質上存置ノ必要ナキモノハ公債ノ銷却ニ充ツルコト

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ囑メナキリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

農民ヲ利ヲ歸ナクセリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

[Faint, illegible text in the left column, possibly bleed-through from the reverse side]

[Faint, illegible text in the middle column, possibly bleed-through from the reverse side]

スルコトナリタリ
下
思
會
力
會
力

スルコト、ナリタリト
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

目次

税制整理	一頁
地租	七
官業税	一三
一般所得税	二二
相続税	三二
登録税	三五
印紙税	三七
奈减税及間接税	三九
醬油税	四一
砂糖消費税	四一

大正 年 月 日

農民有利ヲ爲スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

農民ヲ利ヲ瞻ナキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

課税ノ權衡上増設スヘキ租税	六〇
メリヤス及フイルト課税	五九
酒造税	五六
狩猟免許税	五四
骨牌税	五三
増税スヘキ奢侈税	五二
塩専賣制廢止	五〇
通行税	四九
賣藥税	四八
石油消費税	四六
織物消費税	四五

水陸消費税	四一
酒類消費税	四〇
茶海牙ノ阿母牙	三九
酒類消費税	三八
酒類消費税	三七
酒類消費税	三六
酒類消費税	三五
酒類消費税	三四
酒類消費税	三三
酒類消費税	三二
酒類消費税	三一
酒類消費税	三〇
酒類消費税	二九
酒類消費税	二八
酒類消費税	二七
酒類消費税	二六
酒類消費税	二五
酒類消費税	二四
酒類消費税	二三
酒類消費税	二二
酒類消費税	二一
酒類消費税	二〇
酒類消費税	一九
酒類消費税	一八
酒類消費税	一七
酒類消費税	一六
酒類消費税	一五
酒類消費税	一四
酒類消費税	一三
酒類消費税	一二
酒類消費税	一一
酒類消費税	一〇
酒類消費税	〇九
酒類消費税	〇八
酒類消費税	〇七
酒類消費税	〇六
酒類消費税	〇五
酒類消費税	〇四
酒類消費税	〇三
酒類消費税	〇二
酒類消費税	〇一

大正十一年
大正十一年
大正十一年
大正十一年
大正十一年
大正十一年
大正十一年
大正十一年
大正十一年
大正十一年

税制整理論

戦時戦後を通じて事情は進展せしむるに財界の好況に伴ひ萬般
 の施設は著しき放漫に及ぶに至りては歳計は逐年膨張を來せしむる財源は従来
 歳入自然増加による剰餘金繰入及公債募集等によりて支弁せしむるに大正十
 一年度歳入実績は財界の反動機に際し歳入減退の傾向著しき利
 益稼期に収入を得るに至難に鑑み大正十一年度豫算編成に際しては
 行政整理によりて歳入の節減を期し其の税制整理は公債政策の改善
 を行ひ以て歳入歳出の均衡を図るに在り財政の基礎を安固ならしむるに
 其の要は、一、調和の企圖をなすに在り、二、要するに長革村に於ける軍備増少
 協議、三、進歩の鑑に陸海軍有所管に於ける既定継続事業費年割額
 一部繰下り歳計緊縮方針によりて歳入歳出の均衡を維持する事

大正 年 月 日

農民の権利を保障するナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

大正十二年... 財政... 公債... 銀行... 物價... 經濟界... 不況... 現象... 轉換... 限制... 歲入... 實際... 一層不良... 明白... 事實... 其他公債... 如キ... 消化... 浮動... 証券市場... 極端セル... 狀態... シテ公債政策ヲ改善セシムル限リ公債募集ニ困難ニシテ只徒ラニ日... 本銀行ノ皆夏迄トナリテ金融市場ノ壓迫ニ益々經濟界ノ不況ヲ壞... 厚ナラシムルニ而シテ一面歳出ヲテハ物價騰貴ノ現象ヲ急速ニ下ニ括... スルカ如キ事ナカレリ之等ニ基テ一般政費並ニ事業費ノ増加ニテハ尙社會... ノ進運ニ伴ヒ之レカ緊急施設ヲ要スル事頃尠ナカラス爲メ政費ノ膨... 張ラズルニテ以テ此ノ際是非共行政、税制、公債ノ整理ヲ新行セザレバ... 而シテ一面經濟界ノ趨勢ヲ見ルニ往年ノ輸産超過ニ一場ノ夢ト化シ... 戦時以來財界ノ好況ニ伴ヒ一般奢侈ノ風潮並ニ物價昂騰ノ現象

外債整理

大正 年 月 日

ヲ持リ而シテ大正十二年度ニ至リテハ歲計剩餘金ハ遂次減少ヲ来シ歲入狀... 態一般經濟界不況ノ現象ヲ轉換セル限リ歲入實際ノ一層不良ナルヘキハ... 明白ニ事實實ニシテ其他公債ノ如キ消化セラザル浮動証券市場ノ極端セル... ノ狀態ニシテ公債政策ヲ改善セシムル限リ公債募集ニ困難ニシテ只徒ラニ日... 本銀行ノ皆夏迄トナリテ金融市場ノ壓迫ニ益々經濟界ノ不況ヲ壞... 厚ナラシムルニ而シテ一面歳出ヲテハ物價騰貴ノ現象ヲ急速ニ下ニ括... スルカ如キ事ナカレリ之等ニ基テ一般政費並ニ事業費ノ増加ニテハ尙社會... ノ進運ニ伴ヒ之レカ緊急施設ヲ要スル事頃尠ナカラス爲メ政費ノ膨... 張ラズルニテ以テ此ノ際是非共行政、税制、公債ノ整理ヲ新行セザレバ... 而シテ一面經濟界ノ趨勢ヲ見ルニ往年ノ輸産超過ニ一場ノ夢ト化シ... 戦時以來財界ノ好況ニ伴ヒ一般奢侈ノ風潮並ニ物價昂騰ノ現象

鐵道ニ利ヲ歸ナスナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正十年 月 日

漸次貿易ノ逆調ヲ促進シ大正十年上半期於テ三億六千餘萬圓ノ輸入超過ヲ示シ居ル。經濟界ハ益々悲況ニ沈淪シ而シテ物價騰貴ハ依然トシテ國民生活ヲ脅威シツアルノ状態ナルヲ以テ物資ノ最大消費者ニ國家財政ニ於テ之レカ緊縮ヲ行ヒ以テ物價ノ調節ノ因トス。稅制ヲ整理シテ稅稅ノ均衡ヲ得セシメ、^稅負擔ヲ輕減シ生活ノ安定ヲ期シ、依テ產業ノ回復ヲ達スルヲ促進セシメサレハカネ

英武ニ於テモ戰後財界ノ反動ニ際シ之レカ安定ノ因トシテ要諦ハ稅制行政並ニ公債ノ三大整理ヲ行フアリトシ一九二一年後ノ現計ノ如キハ歲出^{一〇七九、〇〇四}磅ニシテ前年^{比シ}三〇、〇〇〇⁴磅ナリ殊ニ昨年ノ例ノ如ク礦產ノ同量此業並ニ財界ノ不況ニヨリ歲入ノ異常ノ減少ヲ来シヨリ最高歲入歲出差引^{四五、〇〇〇}四

漸次貿易ノ逆調ヲ促進シ大正十年上半期於テ三億六千餘萬圓ノ輸入超過ヲ示シ居ル。經濟界ハ益々悲況ニ沈淪シ而シテ物價騰貴ハ依然トシテ國民生活ヲ脅威シツアルノ状態ナルヲ以テ物資ノ最大消費者ニ國家財政ニ於テ之レカ緊縮ヲ行ヒ以テ物價ノ調節ノ因トス。稅制ヲ整理シテ稅稅ノ均衡ヲ得セシメ、^稅負擔ヲ輕減シ生活ノ安定ヲ期シ、依テ產業ノ回復ヲ達スルヲ促進セシメサレハカネ

英武ニ於テモ戰後財界ノ反動ニ際シ之レカ安定ノ因トシテ要諦ハ稅制行政並ニ公債ノ三大整理ヲ行フアリトシ一九二一年後ノ現計ノ如キハ歲出^{一〇七九、〇〇四}磅ニシテ前年^{比シ}三〇、〇〇〇⁴磅ナリ殊ニ昨年ノ例ノ如ク礦產ノ同量此業並ニ財界ノ不況ニヨリ歲入ノ異常ノ減少ヲ来シヨリ最高歲入歲出差引^{四五、〇〇〇}四

大正 年 月 日

鐵道ニ利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
... 借入超過 ... 債債基金 ... 八八〇〇〇 ... 十磅 ... 國債 ... 償還 ... 所得稅 ... 茶 ... 珈琲 ... ココア ... 其他 ... 祖稅 ... 輕稅 ... 民間 ... 經費 ... 軍費 ... 二割 ... 五分 ... 陸軍費 ... 三割 ... 七分 ... 其他 ... 教育費 ... 削減 ... 總額 ... 九一〇〇〇 ... 十磅 ... 減少 ... 更 ... 減相 ... 一 ... 言明 ... 此 ... 尚 ... 縮 ... 少 ... 得 ... 此 ... 如 ... 此

磅ノ輸入超過ニシテ之ニ減債基金其他ヲ加ヘ八八〇〇〇十磅ノ國債
償還ノ行フト共ニ所得稅、茶、珈琲、ココア其他ノ祖稅ヲ輕減シ民間經費ノ
壓迫ヲ除キ其回復發展ノ期セリ尚本年度豫算ニ於テモ前年ニ比
シ海軍費ニ割五分、陸軍費三割七分ノ減額ヲ計リ其他教育費ヲ削
減シ歳出總額九一〇〇〇十磅ニ減少シ更ニ減相ノ言明スルハ此上
尚縮少シ得ルカ如シ

我カ西ニ英國ノ如ク西運ヲ賭シテ戰事ニ從事シタル其趣ヲ異ニセルカ以
テ戰後ノ財政膨脹ハ其利底比ルニ是ラト昂然財政ノ膨脹カ西民經濟ノ
整理回復ヲ阻止セルニ若同ナリ故ニ此際是非共ニ西家經費ノ削減ヲ因リ
祖稅ノ需用ヲ輕減セザレ可カラズ

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸メテナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

凡ノ各個ノ租税、各々特質原理ヲ有シ経費ノ要求ヨリ自由ニ支配セラル、モ、非ス其経済界ニ及ホス利害得失、善ミ負擔能力若租税同ノ均衡等ヲ充分調査攻究セサルハカラス

凡ノ各個ノ租税、各々特質原理ヲ有シ経費ノ要求ヨリ自由ニ支配セラル、モ、非ス其経済界ニ及ホス利害得失、善ミ負擔能力若租税同ノ均衡等ヲ充分調査攻究セサルハカラス
且緩急アラハ生命並ニ資産ニ振ツテ国家ニ盡サレハカラスト云之レ玉家ノ存亡危急ノ場合ノミ、平時玉家政費ノ分賦ハ玉氏ノ有ル経済的剩餘價值ニ適應スルモノニシテ剩餘價值ヨリ租税ヲ控除シタル残額ハ、眞ノ経済的負擔能力ヲ示スモノナリ現時枚カ玉氏ノ負擔能力ハ此上毛頭増税ノ餘地ナシト、固ヨリ断言スルヲ許サルト云凡ク玉氏ノ負擔能力カ納税者、苛重ナリヤ否ヤハ一概、客觀的數量ノミヨリ断言定スルモノニ非スニテ其主觀的ニ控テモテテ觀察セサル可カラス

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ略スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
免れカラス現象あり
租税ノ整理ニ言してハ稅法ノ不備並ニ徵稅ノ尙便ヲ叙クモ之對してハ
之レカ改善ヲ要スルハ勿論租稅負擔額ノ故テ過大ナラズト雖其均衡
ヲ失セシムル對してハ極メテ苛重ノ感アルヲ以テ負擔ノ均衡ヲ期スルハ
最も重要ナリ之レカありハ稅法ノ改正ノ結果一方ニ減稅スルモアルト共ニ他
方ニ増稅スルモアルハ免レカラス現象ニシテ或ハ奈稅ヲ行フト共ニ
衡上ノ課稅ヲ行フサルヲカラス所以ナリ

地稅

地稅改正ハ明治六年より十四年ニ至リ殆ト十年ノ歲月ヲ経テ漸ク完了
シト雖其同時世ノ變遷ニヨリ一定ノ標準ヲ保ツ事ヲ得サリシト五ヶ年

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ略スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

此の調査は、土地の所有と利用の状況を明らかにし、その結果に基づいて、土地の整理と改良の計画を立てることに役立つ。特に、土地の所有と利用の状況を明らかにし、その結果に基づいて、土地の整理と改良の計画を立てることに役立つ。

毎々調査の計画を以て、二次改正の期に調査租漏の事後
 一成績を見れば、若くは権衡の失に制定當時既に不公平の比難多ク加
 へて交通機関の発達並に金融機関の整備、更に一層不公平を増大
 し地價の一大幅な修正必要なり。非常ノ昂貴ト歲月ヲ要シ其而カモ其初期ト
 終期ニ於テ標準ナラ異ニシ其結果必ス此モ満足ノ期スカラハ以テ著シク
 不権衡ノ地方限リ部分的ノ改正ヲ行ヒタル過キルテ根本的修正
 ノ試ミタル事ナリ名儀上ノ決定地價ハ何等ノ経済的意義標準ヲ
 有セズ後テ之ヨリ課税スル地租ハ著シク負擔ノ均衡ヲ失セリ
 四公六半地租改正ニ言フル地方官心得書ハ十二章ノ検査例ヲ見ルニ凡ソ
 四公六氏ノ標準ニヨリ地價ヲ算定シタルモ、如クナルカ改租當時ノ地租
 比外ノ租税強シト存セサリト不拘現今ニ於テハ土地取得ノ對シテハ別ニ所

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ導クナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
第一 財政の進捗... 第二 財政の進捗... 第三 財政の進捗... 第四 財政の進捗...
第五 財政の進捗... 第六 財政の進捗... 第七 財政の進捗... 第八 財政の進捗...
第九 財政の進捗... 第十 財政の進捗... 第十一 財政の進捗... 第十二 財政の進捗...
第十三 財政の進捗... 第十四 財政の進捗... 第十五 財政の進捗... 第十六 財政の進捗...
第十七 財政の進捗... 第十八 財政の進捗... 第十九 財政の進捗... 第二十 財政の進捗...

土地の輕重、地主の負擔、不平等... 一地方に重く他地方に輕り又大

地租の輕重、地主の負擔、不平等... 一地方に重く他地方に輕り又大

大正 年 月 日

農民の利害を主として... 土地の輕重、地主の負擔、不平等...

大正五年 日
 此の土地の言はるに、村世へ変更遷之伴に地方盛衰ノ状況ヲ異ニシ殊ニ市街
 並ニ接統所村ノ土地價格ニ異常ノ変動ヲ来シ其收益モ増加シルルヲ
 以テ宅地ノ地代ヲ標準トシ課税スノ最モ適當トスベシ

營業稅

營業稅、近世経済的企業敎養を伴ひ其負擔能力ノ顯著ナルに鑑み、對シ此收入課税(地租)ト資本利子勤勞收益(所得稅)對シ課税制度ト新立シテ其間ニ於ケル課税ノ權衡ヲ維持スルカ
 亦補充的ノ新設セラレシ課税ニシテ負擔ノ公平ヲ期スル点ニ於テモ
 最モ其宜シキヲ得タルヲナリ而シテ我カ租税制度ハ農業林業
 鹽業ハ地租ヨリ鹽業ハ鹽業稅ヨリ課税スルヲ以テ商工業及其附
 屬諸業ト長其課税ハ業體ニ付テ列挙スルニヨリテ其規模業

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナクナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

體ノ小ナルハ營業稅格ニテ課稅セムシテ之ヲ地方自治體ノ稅源ニ移讓セリ

營業稅ハ新舊以來單ニ地方稅トシテ課稅シタルカ如ク三十七八年ノ法律稅後一般政費ノ膨張ニ伴ヒ之レカ以テ營業稅ヲ而稅トシ地方稅ハ其附加稅トシテ一定ノ制限ナクニテ之ヲ課スル事トシ三十五年一部改正ヲ行ヒ新ク鐵道業ニ課稅シ起テ日露戰役ニ際シテ一次二次非常ニ特別稅トシテ十五割ノ増徴シタルカ如ク四年ヲ以テ稅制整理ニテ一般稅率(一分減)ヲ減シ其三年營業稅ニテ三割三分一減セリ

理ノ稅格ハ法律稅後博覽會調查ノ暇ナリ吐嗟ノ間ニ於テ輕易ノ實行ヲ主トシ制定セリシレカ如ク營業稅ノ收益ヲ調査シテ課稅スルハ技術上困難ナルカ如ク佛國ノ制ニ倣ヒ單ニ外形的ノ兆標ニ過キサル實上金額

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
營業稅ノ格ニテ課稅セムシテ之ヲ地方自治體ノ稅源ニ移讓セリ
營業稅ハ新舊以來單ニ地方稅トシテ課稅シタルカ如ク三十七八年ノ法律稅後一般政費ノ膨張ニ伴ヒ之レカ以テ營業稅ヲ而稅トシ地方稅ハ其附加稅トシテ一定ノ制限ナクニテ之ヲ課スル事トシ三十五年一部改正ヲ行ヒ新ク鐵道業ニ課稅シ起テ日露戰役ニ際シテ一次二次非常ニ特別稅トシテ十五割ノ増徴シタルカ如ク四年ヲ以テ稅制整理ニテ一般稅率(一分減)ヲ減シ其三年營業稅ニテ三割三分一減セリ
理ノ稅格ハ法律稅後博覽會調查ノ暇ナリ吐嗟ノ間ニ於テ輕易ノ實行ヲ主トシ制定セリシレカ如ク營業稅ノ收益ヲ調査シテ課稅スルハ技術上困難ナルカ如ク佛國ノ制ニ倣ヒ單ニ外形的ノ兆標ニ過キサル實上金額

大正五年 月 日

大正五年 月 日
(以下は非常に淡く、ほとんど不可読な手書きの文字が縦書きで記されている。)

建物の賃賃価格、資本金額、従業員数等、一定の比例税率ヲ
課スルモノニシテ、其ノ營業規模ハ、課税業體ニキ列挙主義ヲ採用シ
列挙セザルモノ之ヲ地方税ニ要領セリ

而シテ課税ノ標準ナル建物の賃賃価格及従業員等ハ、營業ノ経費ニ
シテ収益ノ反對ナリ、鉄道業ニ於テハ收入金額ヲ採用セルハ、稍可ナルモ、物品

賣上高ハ、單ニ純收入ノ關係アリト云フ迄ニシテ、其他ノ外形的標準ハ、單
ニ若シテ營業ノ規模ノ大小ニヨリ純收入ヲ推定シ得ヘトシテ、之ヲ止マリ、租税

標準トシテハ、杜撰ノ甚クシキモノナリ

營業税ハ所謂収益税ノ一種ナリト云、現行稅法ハ營業ノ外形的標準
ニ課税シ、實際ニ於テハ収益ノ有無ヲ問ハサルヲ以テ、負擔ノ不均衡甚クシ

キ而已ナシ、課税標準ノ算定ハ、概不外都ヨリ觀察シ、之ヲ推測スル

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

大正 年 月 日
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス

大正 年 月 日

ナラス爲メノ收税官吏誅求ノ契、隔リ易ク殊、官業ハ其品同ニ垂
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス
地方ノ状況ニ依リ収益ノ異ニシテ以テ外形的標準ニヨリ劃一スルコトヲ得ス

農民ヲ利ヲ歸ハスナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

ノ各別ノ課税ノ内地品ハ製造業ノ課税アリ外品ハ関税噸税アリ尚酒
 類、砂糖、石油、織物、醬油ノ如キハ各別ノ課税セラル、以テ之等ノ消費者
 ハ三重四重ノ課税トナリ、且日常生計必需品ノ價格ノ昂騰セシメ一般
 生活ヲ脅威スルノ結果トナリ、海外市場ニ於テハ外品ノ驅逐セラル、貿易ノ
 逆轉ノ外見ヲ見、トナリ内地産業ノ衰退ヲ来ス、結果トシテ而シテ本税ノ
 總額トシテハ、

- (一) 建設費、借債、價格及運業員數ノ如キハ營業費目ノ重要ナルモノトシテ、且
 未建設費、借債ノ果、購運業員給料ノ増加等、收益課税上ニ於テハ
 之ヲ控除スヘキナリ、又借債ノ利息、個人營業者ニ於テハ、借入金ニヨリテ
 其額ヨリサナカラスニシカ、元利償却ノ重大ノ負擔ニ事、ノ考慮セサレハ、
 (二) 鐵道業、諸業、仲立業等ノ收入、又ハ報酬金、課税スヘキ税率ナリ

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス、且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
 建設費、借債ノ果、購運業員給料ノ増加等、收益課税上ニ於テハ
 之ヲ控除スヘキナリ、又借債ノ利息、個人營業者ニ於テハ、借入金ニヨリテ
 其額ヨリサナカラスニシカ、元利償却ノ重大ノ負擔ニ事、ノ考慮セサレハ、
 (二) 鐵道業、諸業、仲立業等ノ收入、又ハ報酬金、課税スヘキ税率ナリ

著シク是等ヲ設クルニ何事概シキ事由並ニ標準ナシ

(三) 物品貸付業 (租法) 三條 一 動産ノヲ謂ヒ權利及不動産ヲ包含セシメテ以テ不動

産貸付業者、租法上何等ノ業體ニ屬セザルヲ以テ貸家又ハ貸地ノ業

トスルニ、例年事務所ヲ設ケ長年ノヲ置キモ營業ト見做ス輕重發生スル

土地建物貸付會社ノ如キ土地貸付業者、擔稅能力ニ於テモ動産貸付

業者ニ優越セル者多ク且ツ現今社會經濟ノ實情ニ及ビ課稅ノ權

衡ヲ失ス

(四) 製造業者 (租法) 一 一定ノ製造場ヲ設ケ職工労働者ヲ使用シテ物品ヲ

製造スルニ一部ヲ助成スルニテ資本金十円未満モノ、職工労働者ヲ雇

ヒ三人以上ヲ使用セザルモノ、独立セル一定ノ製造場ノ設備ナキモノ、營業稅ヲ課

セズ後テ住宅内及店舖ト同一建物内ニテシテ一人ノ若キヲ用ヒス者其子ノ

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ隔ナキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

大正 年 月 日

（五）銀行保險業ハ資本金建邦債貸價格及溢業員ヲ以テ課税ノ標準トシ資本金ハ出資金額並ニ各種ノ積立金額ヲ合算シテモノニシテ保險會社ハ責任準備金、保險仕掛準備金ヲ控除セリト雖銀行業者ニテハ資本金ノ外更ニ諸貯り金ヲ以テ運轉資本トシテ活動シ之ヲ對照名貸付金額ハ收益主大ノ關係凡カ貯り金及貸付金ヲ標準トスルニ必要アリ保險業ニ於テモ保險料ノ蓄積タル保險責任準備金ハ保險業ノ收益測定上最モ必要ナルヲ以テ資本金額ト共ニ課税標準トスヘリ且又準備金之ヲ供託スルモ其實際ノ最モ有利ナル有價証券ヲ以テ之ニ代ヘ運用セルヲ以テ之等ノ是等控除スルノ必要ナシ

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナメキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

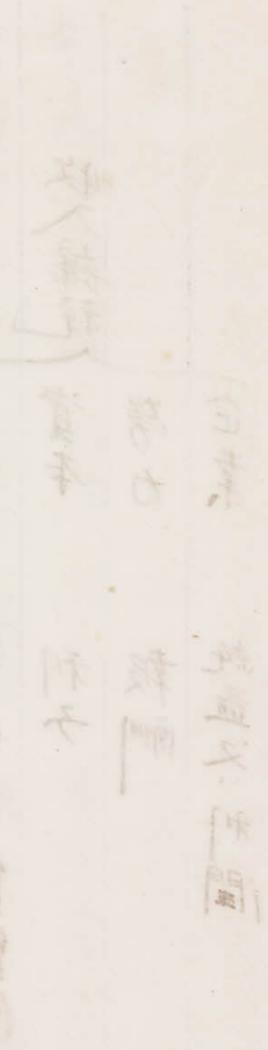
大正 年 月 日

課税ノ公平ナラサレバ、証左ナリ故ニ地租ト共ニ一般所得税ニ包含課税
 スルニセハ其最も公平ク得タルナリ

姑息ノ整理トシテハ外形的標準ヲ除キ純収益課税トセハ最も公平
 平ナリ只課税技術トシテハ外形的標準ノ簡便ナルニ若カサルモ既ニ商工
 業ノ企業ニ関シテハ所得税ノ課税ニ於テ之ヲ調査シ其査定所
 得額ニ意シ課税セルニ徴セハ収益ノ算定ハ敢テ至難ナラサル而已ナ
 ラス其何レカニ於テ一層此ノ調査ヲ精密ニセハ現行ノ如ク營業所
 得ノ兩税調査ヲ各別ニ行フニ比シ劣少クシテ尙正鵠ヲ得ルニ由カレ
 ン

農民ヲ利ヲ略トナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
 日本に於ける所得税の課税標準と其の課税の公平と



課税標準と之等ノ収入ヲ総合シ一家共通ノ必要費ヲ控除シテ
 課税スルトノ二方法ニシテ現行ノ我カ租税制度ハ各個ノ収入ヲ追
 求課税スルト共ニ又一面所得税トシテ総合課税シ互ニ其重複セルノ
 嫌アリ各個収入ハ其各共通ノ必要費又ハ一家ノ負擔ヲ斟酌シ
 得サルノ欠点アルモ統一課税ハ一家ノ経済ヲ課税標準トシ経済
 上ノ純所得ヲ追求スルカ故ニ能ク個人又ハ一家ノ負擔力ニ適合シ
 得キ合理的ノ租税ニシテ之ヲ以テ國ノ直接税ヲ組織スル單稅
 課税ノ良法ナリト信ス然レニ其賦課ノ標準名純收入ノ正確且
 公平ナル算定ハ甚ク困難ニシテ實際ノ課税ニ當リ不均衡ヲ
 免レサルヲ以テ各個課税ト総合課税ト重複セルノ各個ノ税源ヲ
 精査シ一ニ総合ノ結果ヨリ税源ノ現在ヲ確証シ兩々相控テ脱

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ略スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

- 一 其国の所得税
 - 二 其国の所得税
 - 三 勤産資本ノ所得税 百法付 四法
 - 四 商工業及事務ノ利益税 百法付 三法半
 - 五 農業利益税 同上
 - 六 公私報酬、俸給、恩給、年金 百法付 三法
 - 七 自由職業其他職業上ノ收入 同上
- 以上各收入之陰に精細に計算し用ひ純益又ハ所得ヲ査定
 し總合する事ナリ 課税ス
- 乙 總合收入補元税
- 各個收入税ヲ課せし收入及所得ヲ其儘(勤産所得等)ニ合
 算し其合計額ヲ五十分法ニ達セザレバ之ヲ免除し五十分法以上ノ
 所得ニ對し三十分級ノ累進課税率ヲ設ケテ課税ス

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ増スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

一 其国の所得税

二 其国の所得税

三 勤産資本ノ所得税 百法付 四法

四 商工業及事務ノ利益税 百法付 三法半

五 農業利益税 同上

六 公私報酬、俸給、恩給、年金 百法付 三法

七 自由職業其他職業上ノ收入 同上

以上各收入之陰に精細に計算し用ひ純益又ハ所得ヲ査定
 し總合する事ナリ 課税ス

乙 總合收入補元税

各個收入税ヲ課せし收入及所得ヲ其儘(勤産所得等)ニ合
 算し其合計額ヲ五十分法ニ達セザレバ之ヲ免除し五十分法以上ノ
 所得ニ對し三十分級ノ累進課税率ヲ設ケテ課税ス

大正 年 月 日

右改革案、個人又は一家、債務利子其他一家の負擔ヲ免除
 スルト、セ、實際上最モ其宜シキヲ得ルモノニシテ且ツ将来發達
 性ヲ具備スルモノト認フヘシ

本邦ノ直接税ハ同一ノ資産及企業ヨリ生ズル個人經濟ノ經常
 收入ニ對シ地租及營業税（鑛業税、賣業營業税等）ト所得稅
 ト重複課税スルノ嫌アリテ地租ハ地價修正ヲ行ハサルヘカラスト長之レ
 カ少多數ノ歲月ト経費ヲ要スル而シテ今日ノ如ク未價ノ騰落
 劇甚ナルヲ於テハ一定ノ標準ヲ保ツ事難クシテ其結果場是ノ期
 スヘカモ殊ニ今日ノ如ク農家經濟ノ單ニ土地收入ノミヲカサレカ
 故ニ地租ノミヲ以テ公課ノ全部トスル能ハス如何ニ地租ヲ改訂
 スルモ今日ノ農家經濟ニ適宜スヘキ收入課税ト爲ス能ハストセハ

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ斷トセザリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

株配當金

公債社債利子

銀行預金利子

同 同 同

株配當金

公債社債利子

銀行預金利子

株配當金

公債社債利子

銀行預金利子

株配當金

株配當金

貸金所得

公債社債利子

銀行預金利子

六分

同

五分

同

第二種企業所得

個人商工業

個人農業及林牧業其他(種肥料等控除)

法人企業(拂込資本に對し利子控除)

第三種勤勞所得(七百円以上)

俸給及給與

勞働所得

五分

五分

同

三分

同

大正 年 月 日

農民に利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

所得ノ種類

所得ノ金額

第一種所得(雑所得) (1000以上)

第二種所得(雑所得) (1000以下)

第三種所得(雑所得) (雑所得)

個人所得

個人所得

個人所得

個人所得

個人所得

個人所得

其他所得

五分

乙、総合所得(但し法人企業ニハ課セズ)

右各個所得ノ中第一種及第二種所得ヨリ

一老者、癡疾者及幼者ノ扶養費ヲ控除ス

但し総合所得合計額 五千元以下ニ限ル

ニ對人的ノ負擔利子ヲ控除ス

而シテ所得總額八百円以上ニ對シ累進稅ヲ課ス故ニ所得稅ハ一及

二種ハ 各個課稅

総合課稅

大正 年 各個所得稅額

農民ノ利ヲ略スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ導クナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

相続税、僥倖的、財産取得、課税スルニテ若國之レカ制定セルモ
 恐未若國ノ如ク個人財産制設ニ於テ、相続ニ見ル財産取得ハ一方テ
 僥倖的、財産増加ヲ伴フナリトモ我カ國ノ如ク家制度ノ下ニテ
 テ、國家並ニ社會經濟ハ一家ノ單位トシテ綜合一家ノ家長ニ委更ス
 其一家トシテ觀察スルトキハ財産増加ノ事實ナリ一家ニ觀察ハ際々
 由氏ノ繼承ニ後繼シ家ノ永久ニ存在シ家ニ屬スルハ財産ハ只管理
 者ハ家長若儀ノ委更スルニ過キスニテ控制上ニ於テ、相続者ノ如ク財
 産権ノ主幹ハ家長若個人ナリトモ事實上國民ノ多數ハ祖先
 崇拜ノ觀念尙熾ニシテ一家ノ經濟ハ家強合所ノ共同、高ニテ通所
 トスル點若ク事實ナルカ故ニ個人ノ以テ家並ニ經濟上ノ單位トスル恐未

相続税

大正 年 月 日
 恐未若國ノ如ク個人財産制設ニ於テ、相続ニ見ル財産取得ハ一方テ
 僥倖的、財産増加ヲ伴フナリトモ我カ國ノ如ク家制度ノ下ニテ
 テ、國家並ニ社會經濟ハ一家ノ單位トシテ綜合一家ノ家長ニ委更ス
 其一家トシテ觀察スルトキハ財産増加ノ事實ナリ一家ニ觀察ハ際々
 由氏ノ繼承ニ後繼シ家ノ永久ニ存在シ家ニ屬スルハ財産ハ只管理
 者ハ家長若儀ノ委更スルニ過キスニテ控制上ニ於テ、相続者ノ如ク財
 産権ノ主幹ハ家長若個人ナリトモ事實上國民ノ多數ハ祖先
 崇拜ノ觀念尙熾ニシテ一家ノ經濟ハ家強合所ノ共同、高ニテ通所
 トスル點若ク事實ナルカ故ニ個人ノ以テ家並ニ經濟上ノ單位トスル恐未

農民ヲ利ヲ賜ハネキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正五年 月 日

一、家督相続に於ては、相続人一人に限り、相続財産の全部を相続し、他の相続人は、相続財産の一部を相続する。

二、家督相続に於ては、相続人一人に限り、相続財産の一部を相続し、他の相続人は、相続財産の一部を相続する。

三、家督相続に於ては、相続人一人に限り、相続財産の一部を相続し、他の相続人は、相続財産の一部を相続する。

四、家督相続に於ては、相続人一人に限り、相続財産の一部を相続し、他の相続人は、相続財産の一部を相続する。

五、家督相続に於ては、相続人一人に限り、相続財産の一部を相続し、他の相続人は、相続財産の一部を相続する。

大正 年 月 日

吾國に於ては、相続税は、被相続人の財産に属する一切の財産を、相続人一人に限り、相続する。

得るべきなり故に、現行の家督相続に於ては、~~被相続人の財産に属する一切の財産を~~、民法第九八〇条の「^九除く」の「^九除く」を、家督相続に適用し、課税の廢止及び、賦課せしむべきに、

遺產相続に、信託的の財産移轉に於ては、繼承の力大に、吾國に於ては、見出しに、課税の廢止及び、賦課せしむべきに、

尚、改訂を要するに、相続財産の價格に、相続財産の全部に於ては、相続人の同順位に於ては、相続人の一人に限り、相続財産の一部を相続する。

實に、家督相続に於ては、相続人一人に限り、相続財産の一部を相続し、他の相続人は、相続財産の一部を相続する。

非なるに、相続財産目録中、掲記すべきは、強て之を掲記せしむるに、課税價格に、算入せしむるに、及ぶるに、例示するに、遺言に於ては、一部を免除せしむるに、如きは、大正

而已す。

農民に有利なるナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

財産の課税を小なる課税の結果を伴つて之を奢侈的の家
 産什器の書画骨董ノ如キ今日ノ社會事實に於テハ富豪階
 級に於テハ課税ノ一部を構成シ巨額ノ價值を有する之を控へる定税
 せしむル徴税技術ノ困難なること其結果無記名ノ有價証券ノ
 如キも其中者ナキに於テハ之ヲ調査し事ヲ得ず自然脱税ヲ免レサル故ニ
 抗利手ハ改定セサルハカス
 此ノ課税ニ至テは抗定遺産税ノ受贈者トシキハ
 課税スルモ其他に於テハ課税スル之等ハ總テノ贈與者ニ對シ受贈者
 ニ課税ノ事ニ改定ヲ要ス

農民ノ利ヲ障ハスナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

登録税

- 一 無償譲渡ノ不動産及船舶ノ所有権取得事贈與及遺贈ハ相流税ト同率ヲ用レシムル但シ親族以外ノモノハ多少ノ高率ヲ用ル
- 二 不動産及船舶ノ登録税ノ率同トスル事 (現行ニ条ニ条)
- 三 不動産賣買ノ登録税ヲ低率トスル

現行税率、税カ民度ニ比シ稍ヤ高率ニ失ルカ其課税價格、實際價格ニ比シ低キヲ普通トシ、然レ又徵税更ニ控テモ多少ノ手加減ヲ行フ慣習アルヲ以テ税率ヲ低下シ實際價格ト登録價

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸メナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

...

奈减税(イ)均接税

租税、個人負擔能力ノ適否ヨリテ其良否ヲ決スル此ノ負擔能力
 經濟的ノ能力ニシテ我カ国ノ如キ家族制度ニアリテハ一家經濟ノ
 負擔力ニ適應セシムキ租税ハ第一ニ經常收入ヲ測定シヤニ臨時
 利得ヲ觀測シ最後ニ家族經濟ノ支出ヲ測定セ、殆ト完全ニ
 テ斯クテ國庫要求ヲ脱漏ナク且不及ナク之賦課スル事ヲ得ヘシ
 (イ)收入課税(地租、營業稅、所得稅、糖業稅、茶業稅)ハ奈减税ノ目的ヲ以テ整理スル必要ナシ
 且時世ノ進軍ニ伴ヒ内省ヲ整出理シ均接ノ期ニシテ以テ可ナリトス
 (ロ)利得課税(登録稅、印紙稅、印稅、取引稅、對村利得稅)ハ我カ事情ニ鑑ミ
 テ均接ノ期ニ他相當奈减税ヲ行フ必要ニハシ
 (ハ)支出課税(酒稅、醬油稅、鹽稅、鹽專賣、石油稅、糖、海產、海產稅、酒釀稅)ハ
 酒稅、醬油稅、鹽稅、鹽專賣、石油稅、糖、海產、海產稅、酒釀稅

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ曉ナメキリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

家ノ生活上必須的ニ消費又ハ使用スルト奢侈的ニ使用消費スル
 シトリテ之等ハ若シ生活程度並ニ擔稅力ノ強弱及上下階級ノ經
 濟能力ニ依リ社會政策上ニ察減稅ハ主トシテ此ノ種支出課稅ニ求メ
 サレハカク政治學上ニ於ケル之等間接稅ノ原理ハ極メテ簡單ニシテ可
 及的日常生活ノ必需品ニ課稅ヲ低クシ擔稅力ニ適應セル課
 稅主義ニ據ラシサレ可ク又ニ奢侈的ニ使用スル消費ハ多クハ若シ
 ノ享樂的ニシテ以テ自家性情並ニ社會政策上ヨリスルニ寧ク増稅
 セサレ可カラズ

農民ニ利ヲ歸ナシナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
 (一) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (二) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (三) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (四) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (五) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (六) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (七) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (八) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (九) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (十) 上等階級 (中等階級) (下等階級)

Handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

醬油稅

醬油の吾人の常生活必須品にして昭和六年、百兩内外ナリシカレ
十二年の増算、由五三、〇〇〇円ニ上リタリト云 人口増短、伊ノ結果、
奈止スニ可ト云 然ラサルニモ、醬油造石税ノ税率ヲ低減スルト若シ自家用
醬油税ハ奈止スルニセサルカ、殊ニ本税制度、農民保護ノ爲メ設ケラ
レタルニシテ人員ヲ控テ一五、〇〇〇人稅額 七三、〇〇〇円ノ少額ト云キス

砂糖消費稅

砂糖消費稅ハ昭和十四年、制定ニテ砂糖ハ炭水酸ノ三元素ヨリ成リ
吾人ノ體力及體温維持ニ必要ナルヘカラサルモノニシテ米穀其他ノ飲食
物中、包含セルモ其量極メテサナリ現今社會ニテ強クシテ生活必需

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ導クナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

糖の消費は、余り多し、輸入税を減らすと、国内生産は、益々増進する。糖の消費は、余り多し、輸入税を減らすと、国内生産は、益々増進する。糖の消費は、余り多し、輸入税を減らすと、国内生産は、益々増進する。

粗糖
精製糖

品ト糖ヲモ過言ニテ、而シテ其消費ハ一般の普及スルト共ニ富者ハ
 貧者ニ比シ消費量多ク自ラ負擔ノ權衡宜キヲ得ルト生活程
 度ノ向上スルニ從ヒ消費量ヲ増加シ屈伸力ヲ具備スル如家好個
 ノ収入源トシテ製糖造糖ノ集中的ナルカチ徵稅上ト大ノ便利
 ナリ故ニ糖ノ現存各國共内地保護ノ少輸入稅ヲ課スルト同一ニ
 家消費稅ヲ課スルモノ一類ニ多シ

知カ消費稅ハ施リ當初百斤ニ付最低一円最高二円八十カチリカ屢次
 ノ増率ニヨリ二倍乃至三倍強ノ高率トナレリ如砂糖糖ノ生産費ト
 其消費稅ノ割合ヲ見ルニ昨年台灣ニ於ケル生産費百斤ニ付
 色相標本十五号 生産費十円七十七錢 消費稅五円 割合五割
 乃至十五号ノ
 十六号乃至二十号 十四円七十七錢 八円 六割

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ得ナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

糖類
 砂糖 100斤 14.50
 糖餅 100斤 14.50
 糖膏 100斤 14.50
 糖蜜 100斤 14.50
 糖渣 100斤 14.50
 糖粉 100斤 14.50
 糖精 100斤 14.50
 糖油 100斤 14.50
 糖酸 100斤 14.50
 糖碱 100斤 14.50
 糖灰 100斤 14.50
 糖渣 100斤 14.50
 糖粉 100斤 14.50
 糖精 100斤 14.50
 糖油 100斤 14.50
 糖酸 100斤 14.50
 糖碱 100斤 14.50
 糖灰 100斤 14.50

ニシテ生産費ノ最モ多額ヲ要スルト稱セラル、際ニ於テ尚且生産費ノ
 五割以上ノ税額ニシテ大正五年ニ於ケル割合、粗糖ハ生産費ノ八
 割精製糖ハ十三割ニ相當シ我カ租税中ノ最モ高率課税
 ニシテ酒税割合ニ超過セリ

砂糖、鉛ニト日常且生活ノ必需品ニシテ奢侈品ニ屬スル酒類
 以上ノ高率ヲ課スル如キ、過度ナリト謂リサルヘカス、而シテ吾國砂糖ノ
 消費割合ハ一年ノ多ク戦前ニ於ケル、丁林七〇斤、英國六七斤、米玉大三
 独五五六、俾五二九、埃右利二八、露五三三、ニシテ布卸ハ僅カニ十二斤
 過キス之レハ、生活程度ヲ異ニセルメナラニモ又消費税率ノ高率
 ナル事モ其ニ因テ入リ

大正 年 月 日

而シテ其消費量ノ割合ヲ見ルニ大正一年度ニ於テ、總額八億斤ニシテ

大正 年 月 日

内粗糖の四億八千万斤に比して全消費量の六割強を占めるに如し
 粗糖の消費量の大半は理の税率が本邦の民衆に比して高率たる
 ことありて我が国政府の保健並に衛生上最も政策するべき問題と
 して精製糖の課税率を軽減するに極力努力を怠らざることを要す
 一、粗糖の消費量の増進を期すに當りては、先づ国内産品の消費
 を増進せしむるに努むるべし。国内産品の消費を増進せしむるに
 當りては、先づ国内産品の消費を増進せしむるに努むるべし。国内
 産品の消費を増進せしむるに努むるべし。国内産品の消費を増進せ
 しむるに努むるべし。国内産品の消費を増進せしむるに努むるべし。

大正 年 月 日

内粗糖の四億八千万斤に比して全消費量の六割強を占めるに如し
 粗糖の消費量の大半は理の税率が本邦の民衆に比して高率たる
 ことありて我が国政府の保健並に衛生上最も政策するべき問題と
 して精製糖の課税率を軽減するに極力努力を怠らざることを要す
 一、粗糖の消費量の増進を期すに當りては、先づ国内産品の消費
 を増進せしむるに努むるべし。国内産品の消費を増進せしむるに
 當りては、先づ国内産品の消費を増進せしむるに努むるべし。国内
 産品の消費を増進せしむるに努むるべし。国内産品の消費を増進せ
 しむるに努むるべし。国内産品の消費を増進せしむるに努むるべし。

農民に利を歸せしめしむるナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

Handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.

賦初估費税

現行税制ハ逕價税ニシテ擔荷者對シテ其生計程度ニ應ジ課税
スル事ヲ得ルカ少ク強ニ給付能力ニ適應スル消費税ナルカ如クト最
物ノ如キ品類ノ精粗善善意思區深色加工程度一般嗜好ノ厚
薄より高低ノ懸隔著大ナルモノアリテ、單一比例税ハ給付能力ニ
適應セルト謂フヲ得ス殊ニ我カ國ノ機業ノ尙小規模ノ税也
將來一層發達ノ促進セルニハキリナシ、此ノ種租税ノ如ク賦課徴收
ニ極力生産者加ハ産業發達ノ阻害スルモノナシ、余詳報精
査ニテ希冀スルモノ也、如斯ク生活必須品ノ課税ハ廢止スルヲ可ト
ス、キモ西家財政上如斯ク欲臨ヲ来ス憂アリ、利込今ノ如ク
一朝ニシテ之ヲ廢止スルノ不可能ナルヲ以テ、他日我カ財政ノ餘裕ヲ生ス

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナメキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

Handwritten notes in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is dense and covers most of the page area.

劃温蒸餾法ヨリ提氏百五十度以下ニテ蒸餾スルモノヲ輕油トシ
百五十度乃至二百七十度ノ間ニ於テ蒸餾スルモノヲ燈油トシ二百七十
度以上蒸餾スルモノヲ重油ト稱スルモ學術上複雑ナル關係ヲ有
スルヲ由ルニテ内外石油其性質並ニ比重ヲ異ニスルヲ以テ実
際上燈油ト否ル區別的一標準ヲ定ムル身困難ナリ
石油ノ直稅再々増專賣券ト共ニ三大稅トシテ稅法制定以
來之レカ此難多ク屢々廢止ヲ唱導セラレタリニテ今ヨ石油消費
者ハ農家又ハ山村僻地ニ住スルモノニシテ近來電氣瓦斯等ノ
事業發達ニ伴ヒ燈火用ノ需用漸減スルニ及ビ石油發動機其
他工業業費ノ需用ヲ增加ストモ消費稅ヲ負擔スルハ單ニ下
層階級ノ止ルノ狀態ニシテ其稅額ニ逐年減サスルノ傾向ナリ

大正 年 月 日

備考ニシテ

農民ヲ利ヲ歸ナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
 國家財政ノ將來ヲ於テ又 社會政策上ヨリテ之ヲ察止ルヲ可ク
 賣藥印紙稅(定價一新)ハ細民ノ課スル稅ナラシテ察止ラズベシ
 賣藥營業稅ハ藥劑一方毎一年間製造高ノ定價總額ノ稅
 課稅スルニ賣藥製造販賣モ亦營業ノ一種ナルヲ以テ他ノ營業
 者ノ均衡上又ハ稅制統一上一般營業ノ統一スルヲ可トス
 姑息ノ整理トシテハ現行稅ノ累進^率後漫^{ニシテ}金額ノ大ナルニ依テ其割合
 ヲ減減スルカ如ク零碎^ノ賣買^ノ對シ酷^ク失^スルヲ以テ一層累進^率ヲ大
 ナラシムルヲ要ス

賣藥稅

以上國家財政ノ將來ヲ於テ又 社會政策上ヨリテ之ヲ察止ルヲ可ク
 賣藥印紙稅(定價一新)ハ細民ノ課スル稅ナラシテ察止ラズベシ
 賣藥營業稅ハ藥劑一方毎一年間製造高ノ定價總額ノ稅
 課稅スルニ賣藥製造販賣モ亦營業ノ一種ナルヲ以テ他ノ營業
 者ノ均衡上又ハ稅制統一上一般營業ノ統一スルヲ可トス
 姑息ノ整理トシテハ現行稅ノ累進^率後漫^{ニシテ}金額ノ大ナルニ依テ其割合
 ヲ減減スルカ如ク零碎^ノ賣買^ノ對シ酷^ク失^スルヲ以テ一層累進^率ヲ大
 ナラシムルヲ要ス

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ除クナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

塩専賣制廢止
其の理由は、鹽は生活必需品にして其消費量は富者の少く
労働者階級は多し、社會政策的施設を有するに於て
貧者の負擔最も過重なり
内地塩の製産費は要する事多クテ而カモ品質良收ナラス
及關東州並青島塩、天日製塩にして生産費は低廉ナル而已
ナラス品質利便内地塩及之處ニテ且又生産量豊富ニテ販路
ノ開拓ニ難シ困難ヲセルカ如シ
塩専賣制之等低廉塩ノ移入ヲ制限シ内地高價ノ製塩業者
ヲ保護シ後テ一般消費者ハ高價ナル塩ノ強制的供給ヨリ消費
者ノ負擔ハ決テ輕カラス殊ニ塩専賣ニ於テ得ル財政上ノ收入ハ甚
ナリ

塩専賣制廢止

鹽ハ吾人日常生活ノ必需品ニシテ其消費量ノ比例ハ富者ニ少ク
ノ労働者階級多ク、貧者多ク、社會政策的施設を有するに於て
貧者ノ負擔最も過重なり

内地塩ハ製産費ヲ要する事多クテ而カモ品質良收ナラス
及關東州並青島塩、天日製塩にして生産費ハ低廉ナル而已
ナラス品質利便内地塩及之處ニテ且又生産量豊富ニテ販路
ノ開拓ニ難シ困難ヲセルカ如シ

塩専賣制之等低廉塩ノ移入ヲ制限シ内地高價ノ製塩業者
ヲ保護シ後テ一般消費者ハ高價ナル塩ノ強制的供給ヨリ消費
者ノ負擔ハ決テ輕カラス殊ニ塩専賣ニ於テ得ル財政上ノ收入ハ甚
ナリ

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

萬内内外ニシテ大正八年度ノ如キ、僅カニ二百萬圓ニ過キスニテ本
 制度、收入ヲ得ルノ主義ヲアラスニテ專ラ供給ノ調節ヲ因ルノ傾向
 トナリタルカ如シト云フ之カ、国家ノ政費ヲ要スル事尠クサナラス
 故ニ本制度ヲ廢シ自由販賣トセ、其結果台湾同東州
 ノ移入ヲ増加シ、同地製塩業者ノ利益ヲ因リ之等ニシテ租税
 收入ヲ増加スヘリ内地製塩業者、生産費低廉ノ天日塩ノ競
 争スル能ハスニテ劣悪ノ塩田、悉ク因園ニ化スルヲ以テ之ニヨリ
 租税收入ヲ裕ク收入ヲ得ヘク多ク本制度ノ如キ悪税ノ廢止
 セサシムカラス

農民ヲ利ヲ除クナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

農民有利ヲ論ナメキリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

奢侈的支費、個人享樂ノ由リテ國家的ニ認フモ如斯支費ハ
 可及的ナキテ欲シ又支生者ノ心理状態ヨリスルモ割合ニ苦痛ヲ
 感スル事、斯ナク他税ニ比シ一層給付能力ニ適應セシムル一級支生
 階級中ノ普通消費税ハ貧者階級力過重ニ負擔セラルシ富
 者階級ノ負擔力輕キニ失ルル傾向アル故ニ奢侈税ノ如ク富者階級
 賦課ニハ一面消費税ノ不均衡ヲ補正スヘク又一面ノ教育及倫理
 上ニ社會政策上布税ヲ成ク苛重ナラシムルハカラス
 奢侈的支費ノ多クハ地方税トシ賦課セリト長煩雜
 ナル租税^{ナリトシテ}其收入^{トシテ}做々^{トシテ}有^ル事^{ニシテ}賦税上好個ノ賦課名ヲ得サル
 ヲ以テ地方税トシテ奢侈的支費ノ色彩ヲ帯^ヒラサレ^ルカラス

増税スヘク奢侈税

奢侈的支費、個人享樂ノ由リテ國家的ニ認フモ如斯支費ハ
 可及的ナキテ欲シ又支生者ノ心理状態ヨリスルモ割合ニ苦痛ヲ
 感スル事、斯ナク他税ニ比シ一層給付能力ニ適應セシムル一級支生
 階級中ノ普通消費税ハ貧者階級力過重ニ負擔セラルシ富
 者階級ノ負擔力輕キニ失ルル傾向アル故ニ奢侈税ノ如ク富者階級
 賦課ニハ一面消費税ノ不均衡ヲ補正スヘク又一面ノ教育及倫理
 上ニ社會政策上布税ヲ成ク苛重ナラシムルハカラス

大正 年 月 日

此の書は、
 1. 骨牌の製造
 2. 骨牌の流通
 3. 骨牌の消費
 4. 骨牌の税関
 5. 骨牌の輸入
 6. 骨牌の輸出
 7. 骨牌の貯蓄
 8. 骨牌の取引
 9. 骨牌の鑑定
 10. 骨牌の保管

骨牌税

遊戯用ノ主たる目的ト有做スヘキ伊呂波並ニ歌加留多及政府ノ
 認許ヲ得名モノヲ除リノ外ニ其製造販賣ニ取締必要上之ヲ
 免許主義トシ骨牌ヲ製造シタルトキ又ハ外國製品ハ輸入引取
 除一組毎ニ金貳拾銭ノ定額税ヲ印紙貼用ヲ納入スルニトセリ
 本税ハ奢侈的享樂ノ消費税トシ共ニ賭博税ノ色彩ヲ帯ヒ
 モノニシテ一國ノ教育並倫理的觀念ヨリ見ルニ之等ノ消費ヲ抑制
 スヘキモノト爲ス

然レ本税ノ制定以來毫モ改正ヲ加ヘス今日ニ及ヒタリト雖其税率ハ
 生活必需品ノ消費税ニ比シ遙カニ低率ニ失スル嫌アルカ故ニ社會政
 策上ヨリ見ルニ之ヲ増率シ現行法ノ如キ製品ノ良否ニ関ス定

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ隆クナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

額課税ノ方針改メ五割乃至十割ノ位價税トスルニ妥當トス

特種免許税

本税ノ特種免許ヲ受ル者ノ賦課スル行房税ニシテ定率口半數料トシキモ此テ本邦ニアリテハ撥納力ニ適應セシムルカオノ如左ノ標準ニテ紙課セリ

一等 地租五百円以上 營業稅百五十円以上 四十員
 二等 地租三百円以上 營業稅二十員以上 二十員
 三等 右以外ノ者 十員

右ノ如リ資力乏シク職業トシテ特種免許ヲ受ル者ナリク以テ低率課税トシ
 其他ノ奢侈稅ノ色粉ヲ帶ハシムルモ地租ハ一反米當リ最低一円内

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ除クメキリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

課税ノ方針改メ五割乃至十割ノ位價税トスルニ妥當トス

特種免許税

本税ノ特種免許ヲ受ル者ノ賦課スル行房税ニシテ定率口半數料トシキモ此テ本邦ニアリテハ撥納力ニ適應セシムルカオノ如左ノ標準ニテ紙課セリ

一等 地租五百円以上 營業稅百五十円以上 四十員
 二等 地租三百円以上 營業稅二十員以上 二十員
 三等 右以外ノ者 十員

右ノ如リ資力乏シク職業トシテ特種免許ヲ受ル者ナリク以テ低率課税トシ
 其他ノ奢侈稅ノ色粉ヲ帶ハシムルモ地租ハ一反米當リ最低一円内

大正 年 月 日

大正 年 月 日

外 最 高 二 内 内 外、シテ 税 額 三 十 内 未 満、納 税 者 ト 中
 流 階 級、シテ 營 業 税、右 外 形 的 標 準、ヲ 異 セル、以テ 適 確 且
 フ、得 サル、概シテ 税 額 二 十 内 未 満、納 税 者 ト 虽、資 力 之、
 キ、ト 認 ヲ、得、故、之、等、ノ 制 限 区 分、餘、リ、簡 單、ニ、テ、撥 納、カ、
 無 視、セ、ル、如、キ、嫌、アル、以、テ、更、ニ、細 別 課 税、シ、右、者、優 税、見、実 質、
 具、フル、事、ノ、期、セ、サ、ル、ヘ、カ、ス、

農民ヲ利ヲ歸トナセリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

酒類ハ吾人日常生活上於ケル必需品ニシテ定寧口左若侈的嗜好
品ニ屬シ而ハ衛生保健並ニ道徳上消費ノ節制セシムルノ必要アリ
而シテ其消費額ハ生活程度ノ向上スルニ後ニ兩用ヲ増加スルノ傾向アリテ
租税トシテハ最も弾力性ニ富ミ豊富ノ歳入ヲ採タルヲ以テ而シテ財政ノ
必要ヨリ歳入増收ノ計畫スル場合ハ如左ノ資料ナリ

酒造税

酒類ハ吾人日常生活上於ケル必需品ニシテ定寧口左若侈的嗜好
品ニ屬シ而ハ衛生保健並ニ道徳上消費ノ節制セシムルノ必要アリ
而シテ其消費額ハ生活程度ノ向上スルニ後ニ兩用ヲ増加スルノ傾向アリテ
租税トシテハ最も弾力性ニ富ミ豊富ノ歳入ヲ採タルヲ以テ而シテ財政ノ
必要ヨリ歳入増收ノ計畫スル場合ハ如左ノ資料ナリ
昭和三年酒造税制定方針ハ税率低ク其收入額ヲ於テモ三ヶ年内外
ナリシカ累次税率ノ増加ヨリ大正十年ハ豫算額ハ一八八、三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、
ニ上リ而シテ之レカ造石ノ制有見高ハ経済界ノ成長ニ伴フ需用ノ
増減前年度持越高ノ多寡且醸造等ヨリ年ヨリ多カ
増長アルハ人口増殖並ニ生活程度ノ向上ニ比シ造石高ヲ増加セサルヘカ
大正 年 月 日

農民ニ利ヲ歸ナセキヲナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

課税ノ權衡上増設スヘキ租税
租税負擔ノ不公平ハ豈一般生活ノ不平均ヲ伴ヒ延テ社會ノ基礎ヲ動搖セシメ一國興衰ノ岐ル所ナルヲ以テ填産政策其權衡ヲ因テハカラス凡ソ吾人ノ經濟上ニ於ケル税際ハ千差萬別ニシテ或ハ税法ノ不備ニ基キ連税~~又~~個人ノ收入、利得、消費ヲ表現スル物件ニシテ課税ノ普及セサルヲ以テ負擔不正ノ原則上必ス權衡上ノ課税ヲ設ケテ矯正セサルヘカラス税法ノ不備ニ因テハ既ニ述ヘル如クナルガ其課税上ノ脱漏~~等~~將來文化及經濟ノ進歩發達ニ伴ヒ増加スヘキ傾向ルヲ以テ漸次補正セサルヘカラス而シテ現今ノ課税制度ニ於テハ左ノ數件ヲ重要ナルト認ム

大正 年 月 日

課税ノ權衡上増設スヘキ租税
租税負擔ノ不公平ハ豈一般生活ノ不平均ヲ伴ヒ延テ社會ノ基礎ヲ動搖セシメ一國興衰ノ岐ル所ナルヲ以テ填産政策其權衡ヲ因テハカラス凡ソ吾人ノ經濟上ニ於ケル税際ハ千差萬別ニシテ或ハ税法ノ不備ニ基キ連税~~又~~個人ノ收入、利得、消費ヲ表現スル物件ニシテ課税ノ普及セサルヲ以テ負擔不正ノ原則上必ス權衡上ノ課税ヲ設ケテ矯正セサルヘカラス税法ノ不備ニ因テハ既ニ述ヘル如クナルガ其課税上ノ脱漏~~等~~將來文化及經濟ノ進歩發達ニ伴ヒ増加スヘキ傾向ルヲ以テ漸次補正セサルヘカラス而シテ現今ノ課税制度ニ於テハ左ノ數件ヲ重要ナルト認ム

農民ヲ利ヲ歸ナメキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正二年 月 日
 一、棉織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 二、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 三、毛織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 四、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 五、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 六、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 七、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 八、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 九、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 十、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、

メリヤス及フイルト課税

莫大小ノ如キハ織物ニテ編物ニ属シフイルトモ單ニ織維ヲ凝
 着シタルモノナリト雖兩者共、織物ト同一用途ニ供セラレ漸次綿織
 物又ハ毛織物ノ需用範囲ヲ侵蝕スル傾向アルヲ以テ織物課税
 ノ權衡上之ニ消費税ヲ課スル必要アリ而シテ税率ハ織物消費税
 ト同率ニテ可ナリ

莫大小及フイルトハ最近著シキ發達ヲ来シ從テ輸生額モ漸
 増ノ傾向ヲ有シ本邦重要輸生ニ属スルヲ以テ輸生品ニ對シテハ
 織物ニ於テト等ク免除シテ斯業ノ發達ヲ保テ便セサレ可カラス
 有價証券賣買取税

現行税制ニ於テハ不動産ニ對スル課税多キニ比シテ動産ニ

大正 年 月 日

農民ニ利ヲ歸スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

Handwritten notes in cursive Japanese, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

利益より食酢製造高、最近税務署の調査より三十三萬石内外に過ぎる課税率は含有錯酸の度数に應じ課税せむべし
ラス

瓦斯電燈税

瓦斯電業の發達に伴ひ燈火油トシテ石油消費税ハ殆ント
農家又ハ山村僻地ニ住ルモノ若クハ下層階級者ニ屬シ同税及
消費税重課ノ負擔アルモ瓦斯電燈ノ消費者ハ多クハ上中階級
ニシテ撥納力モ大ニシテ何等ノ負擔アルナシ
現今地方税トシテ電柱又ハ瓦斯管ニ課税之若クハ納付金ヲ徴
スルトノ親見モ石油消費税ニテ地方税ノ負擔アルヲ以テ本税ヲ
徴クニ何等ノ支障ナシ税率ハ電球大小ニ依リ累進課税ヲ可トス

大正 年 月 日

華民ヲ利ヲ歸ナナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

兵役、国民絶對的ノ義務ニシテ却テ名譽トスル所ナリ以テ
 決シテ負擔ノ公正等ヲ以テ論スヘキモ、ニ非ラシテ不合格者トシテ
 課スルニ於テハ兵役ハ一有給賦役ナリトノ誤解ヲ生セシムルナ
 リト虽兵役ハ一般国民ノ絶對的義務ナリト虽不合格者又ハ活
 藏者ノ為メ兵役ヲ免シ名モト合格者トノ一家経済ノ向ニ於テハ
 非常ニ負擔ノ權衡ヲ失スルヲ以テ兵役ヲ免シタル国民ノ負擔
 カハ兵役者ニ比シ餘裕アリテ之ヲ國家為メ提供セシムル最モ
 其方ヲ得名モト謂ハサル可カズ

而シテ兵役ノ免除者ハ毎年五十萬人内外ナリ税率ハ人頭税的ノ課
 税ヲ以テ可ナリトス

兵役税

兵役、国民絶對的ノ義務ニシテ却テ名譽トスル所ナリ以テ
 決シテ負擔ノ公正等ヲ以テ論スヘキモ、ニ非ラシテ不合格者トシテ
 課スルニ於テハ兵役ハ一有給賦役ナリトノ誤解ヲ生セシムルナ
 リト虽兵役ハ一般国民ノ絶對的義務ナリト虽不合格者又ハ活
 藏者ノ為メ兵役ヲ免シ名モト合格者トノ一家経済ノ向ニ於テハ
 非常ニ負擔ノ權衡ヲ失スルヲ以テ兵役ヲ免シタル国民ノ負擔
 カハ兵役者ニ比シ餘裕アリテ之ヲ國家為メ提供セシムル最モ
 其方ヲ得名モト謂ハサル可カズ

農民ヲ利ヲ略ナメキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

化粧品稅

化粧品之主トシテ奢侈的消費ニシテ年々消費額ヲ増加スルノ傾向ニシテ
 擔稅者ノ苦痛ヲ感スル事ナリ課稅初體トシテハ最モ適當ナキナリ
 ト虽其中石炭頭髮油ノ如キ化粧品用ト否ト區別シ難キモ或ハ無キ
 ニ非ルト虽香料ノ含有如何ニテテ區別ヲ爲シ得セハ非ス
 而シテ課稅ノ位置稅トシテ賣藥印紙稅ノ如クセハ可成入シ他ノ輸出品
 對シテ課稅セシムル事勿論ナリ

大正 年 月 日
 化粧品稅ノ主トシテ奢侈的消費ニシテ年々消費額ヲ増加スルノ傾向ニシテ
 擔稅者ノ苦痛ヲ感スル事ナリ課稅初體トシテハ最モ適當ナキナリ
 ト虽其中石炭頭髮油ノ如キ化粧品用ト否ト區別シ難キモ或ハ無キ
 ニ非ルト虽香料ノ含有如何ニテテ區別ヲ爲シ得セハ非ス
 而シテ課稅ノ位置稅トシテ賣藥印紙稅ノ如クセハ可成入シ他ノ輸出品
 對シテ課稅セシムル事勿論ナリ

地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩

議案

經濟攻究會第一回總會ノ決議ニ依リ稅制改正ニ関スル研究ヲナス為メ特別委員ヲ設ケテ調査中ノ所同委員會ハ先ヅ直接國稅中ノ所得稅地租營業稅ノ三稅ニ就キ審議ノ結果左ノ改正案ヲ可決セリ。

稅制改正原案

現行直接國稅ノ體系ヲ改メ一般所得稅ヲ中樞トシ之ガ補完稅トシテ財產稅ヲ新設スルノ利弊ニ就キテハ研究ノ餘地アリ從ツテ地租及營業稅ヲ地方ニ委讓スルコトハ現情ニ於テ困難ナリト認ム仍テ現行稅制ノ根本組織ニ對シ急激ナル變更ヲナスコトヲ避ケ一般ニ負擔輕減

カラススル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ債務擴張ノ弊ヲ
農民ノ利ヲ略スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

ノ趣旨ニ基キ現行法ニ適當ナル改正ヲ加ヘ以テ其弊害缺點ヲ緩和除去スルコトヲ期ス

(一) 所得

三種所得ニ綜合セル法人ノ配當ヲ第二種所得ニ移スコト

(二) 國債ノ利息ニ課税スルコト

(三) 貯蓄預金以外ノ銀行預金利息及信託預金利息ニハ統一率ヲ第二種所得税ヲ課スルコト

(四) 社債及預金利息ニ對スル税率ヲ公債ノ利息ニ同率百分ノ四ニ引下ルコト

(五) 第三種所得ノ免稅點ヲ千五百圓ニ引上ルコト

(六) 税率數ノ減少ノ累進率ヲ小ナシムルコト以テ多少ノ種類ノ限行税率ハ累進率ニ準テ之ヲ定ムル

六、第三種所得ニ對スル税率數ヲ半減スルト共ニ各税率ヲ平均三割方引下ルコト

一、地租ハ土地ノ時價ヲ標準トシテ課税スルコト

二、地價ハ五年毎ニ納稅者ノ申告ニ基キ其選舉

シタル審査委員ノ評價ニ依リ修正スルコト

三、畑宅地所有者一戸ニ付畑一町步宅地五

十坪ヲ總テ畑宅地所有地ヨリ除外シ課税ヲ免除スルコト

(三) 相當免稅額

カラスル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ墾勢擴張ノ爲ト

八百萬以下一三七〇〇〇〇円

稅率數ノ減少ノ累進率ヲ小ナシムルコト以テ多少ノ種類ノ限行税率ハ累進率ニ準テ之ヲ定ムル

地價ノ修正ハ大同縣ニシテ地價修正ノ際本表ト同一率ニ準テ且其額ト年々異ニシ且其額ト年々異ニシ且其額ト年々異ニシ

地租ハ土地ノ時價ヲ標準トシテ課税スルコト

地價ハ五年毎ニ納稅者ノ申告ニ基キ其選舉

シタル審査委員ノ評價ニ依リ修正スルコト

畑宅地所有者一戸ニ付畑一町步宅地五

十坪ヲ總テ畑宅地所有地ヨリ除外シ課税ヲ免除スルコト

(四) 收益主義 四、税率ノ差別ヲ撤廃シ、一律ノ税率ヲ課スルコト

一、税率ノ差別ヲ撤廃シ、一律ノ税率ヲ課スルコト

(別表第一、第二参照)

(一) 異徴

(二) 如キ姑息の整理ヲ推シ

(三) 營業稅

税率ヲ低減シ免稅照ヲ引上ゲ利益皆無ノ場

課稅標準ハ利益ヲ測定シ易キモノヲ擇ビ大

者數ヲ以テ特殊ノモノニ限リ賣買金高請

金額、報償金ヲ標準トシ建物賃賃價格ハ原

則トシテ課稅標準ヨリ除外スルノ方針ヲ取

徵稅トシテ所得稅ノ補充稅トシムヘシ

(三) 只物品販賣業及席貸旅人宿料理業ニ、
 例外トシテ存置スルコト

課稅標準ヲ簡單ナラシメ課稅種目モ成ル可

ク少クシ小規模營業ニハ課稅セザルコト

(別表第四参照)

四、改正業稅率表

業 目 課稅標準 稅 率 課稅最上限

(一) 地租、營業稅、收益稅、所得稅、徵稅費ヲ減ヤス

(二) 現今の營業稅、所得稅、所得稅調査、ヨリ同一稅率ニ因シ重複調査セリ

(三) 所得稅ト重複セス

所得稅補完稅トシ極テ輕微トシテ所得稅ハ負擔利子、一家ノ生計費、
 一家ノ剩餘ヲ課稅スルヲ以テ個々ノ所得ニヨリ觀察スルハ重複ノ嫌ナキト非ト最個々ノ所得ヨリ總合シテ純剩餘トシテノ
 累進課稅ハ最モ合理的ナリ

所得稅ト重複セス

所得稅補完稅トシ極テ輕微トシテ所得稅ハ負擔利子、一家ノ生計費、
 一家ノ剩餘ヲ課稅スルヲ以テ個々ノ所得ニヨリ觀察スルハ重複ノ嫌ナキト非ト最個々ノ所得ヨリ總合シテ純剩餘トシテノ
 累進課稅ハ最モ合理的ナリ

所得稅補完稅トシ極テ輕微トシテ所得稅ハ負擔利子、一家ノ生計費、
 一家ノ剩餘ヲ課稅スルヲ以テ個々ノ所得ニヨリ觀察スルハ重複ノ嫌ナキト非ト最個々ノ所得ヨリ總合シテ純剩餘トシテノ
 累進課稅ハ最モ合理的ナリ

(四) 收益主義 四、税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ

一、税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ

一、税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ

(別表第一第二参照)

(一) 異徴 二、税率ヲ低減シ免税點ヲ引上げ利益皆無ノ場

三、營業稅 課稅標準ハ利益ヲ測定シ易キモノヲ擇ビ大

四、營業稅 課稅標準ハ利益ヲ測定シ易キモノヲ擇ビ大

五、營業稅 課稅標準ハ利益ヲ測定シ易キモノヲ擇ビ大

(三) 只物品販賣業及席貸旅人宿料理業ニ、例

四、改正業稅率表

課稅標準 稅率 課稅最低限

物品販賣業	資本金	千分ノ二	資本金三千円
建物賃貸價格	千分ノ三十		
從業者	一人ニ付一円		

斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ實業不振ヲ招キ

銀行業
保險業
無盡業

資本金
從業者

十分之三
一人二百円

金銭貸附業

資本金
從業者

十分之三
一人二百円

資本金三千円

證券賣買業

賣買高
從業者

百分之五
一人二百円

物品貸附業

資本金
從業者

十分之三
一人二百円

全 三千円

製造業

資本金
從業者
(職役者)

十分之三
一人二百円
五十銭

五千円

印刷業
出版業
写真業

資本金
從業者
(職役者)

十分之二
一人二百円
五十銭

三千円

運送、運河、
棧橋、船舶繋場、
物品陸揚場、運送
取扱業、倉庫業

資本金
從業者
(職役者)

十分之三
一人二百円
五十銭

三千円

カラススル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ黨勢擴張ノ爲ト
農民ニ利ヲ歸スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

鐵道業

資本金 千分、三
從業者 一人二百一円
職工 〃 五十銭
勞後者

請負業

請負金 千分、四
從業者 一人二百一円
職工 〃 五十銭
勞後者

席貸業

建物賃賃價格 千分、百二十
從業者 一人二百一円
料理業 從業者 〃 二円
建物賃賃價格 三百円

旅人宿

建物賃賃價格 十分、七十五
從業者 一人二百一円
建物賃賃價格 三百円

周施、代理、仲立、問屋、信託業

報償金 千分、二十
從業者 一人二百一円
報償金千円

借入金ハ資本ニ算入ス

カラススル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ借勢擴張ノ爲ト
農民ヲ利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ